

訪問販売において、不当な取引方法により家庭用浄水器のメンテナンスを提供する事業者の情報を提供します。

平成 25 年 8 月 28 日
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

事業者は「(株)アクアジャパン」と名乗り、消費者の住宅を訪問し、家庭用浄水器のメンテナンスの役務提供契約の締結について勧誘を行い、当該契約を締結するに際し、消費者に事業者の連絡先として虚偽の住所及び電話番号を示していました。

この行為は、北海道消費生活条例第 16 条第 1 項で禁止する不当な取引方法であり、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められます。

このため、北海道消費生活条例第 17 条の 2 の規定に基づき、道民の皆様にご事業者の情報を提供します。

1 事業者の概要

名 称：(株)アクアジャパン
代 表 者：不明
所 在 地：札幌市中央区北 2 条西 1 丁目
取 引 形 態：訪問販売
提供する役務：家庭用浄水器のメンテナンス
役務提供価格：約 1 ～ 2 万円

※ 事業者名及び所在地は、事業者が消費者に交付した領収証に記載されたものでありますが、当該所在地には、事業者の事務所は確認できず、法人登記もありません。また、領収証には電話番号の記載もありますが、電話はつながりません。

このため、事業者は「(株)アクアジャパン」の名称を騙った、実体のない架空の会社であると思われます。

2 情報提供する根拠

北海道消費生活条例第 17 条の 2

3 事業者の行った条例違反行為

事業者名不明示、名称詐称（事業者連絡先の詐称）

【北海道消費生活条例第 16 条第 1 項に基づく同条例施行規則別表 5（3）】

事業者は、消費者に家庭用浄水器に係るメンテナンスの役務を提供し、代金を受領した際に、消費者に領収証を交付した。その領収証に記載されている事業者の住所及び電話番号は、事業者とは連絡の取れない虚偽のものであった。

4 経過

消費者及び消費者から相談を受けた消費者センターは、契約の解除等のため事業者に関連

絡を取ろうと、事業者が消費者に交付した領収証にある電話番号に連絡したが、事業者にはつながらなかった。

また、消費者が領収証にある住所にクーリング・オフのはがきを出したところ、事業者には届かず返送された。

これらは、消費者が事業者と連絡を取るために必要な情報について、虚偽の情報を示し、連絡を取れなくすることにより、消費者に不当に不利益を与えることとなる契約を締結させており、不当な取引方法である。

なお、1の所在地にある事業者名の法人登記は確認できません。

5 消費生活相談の状況

道内における事業者に関する苦情相談件数（道が把握しているもの。）

3件（いずれも平成25年度の相談）

6 注意事項

平成25年5月17日にも本件と同じ条例違反行為である事業者名不明示、名称詐称（事業者連絡先の詐称）を行っていた訪問販売事業者「有限会社中川商会」について情報提供をしています。

本件事業者との関係性はわかりませんが、今後も、別の名称の事業者が同じような行為を行う可能性もあります。十分に気をつけて下さい。

問い合わせ先 環境生活部くらし安全局消費者安全課 取引適正化グループ 電話 011-204-5213

【参考】

○北海道消費生活条例（平成11年10月15日条例第43号）（抜粋）

（不当な取引方法の禁止）

第16条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行ってはならない。

（5）信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益を与えることとなる内容の契約を締結させること

（重大被害防止措置）

第17条の2 知事は、事業者が不当な取引方法を用いていると認め、かつ、当該不当な取引方法により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、消費者に対し、速やかに次に掲げる情報を提供するものとする。

- （1）当該事業者に係る不当な取引方法
- （2）当該事業者に係る商品又は役務の種類
- （3）当該事業者の氏名又は名称及び住所
- （4）その他必要な情報

○北海道消費生活条例施行規則（平成12年3月24日規則第29号）（抜粋）

（不当な取引方法）

第3条の2 条例第16条第1項に規定する規則で定める不当な取引方法は、別表のとおりとする。

別表

5 条例第16条第1項第5号の規定に該当する不当な取引方法

（3）事業者の氏名若しくは名称又は住所その他の連絡先について、消費者に対して明らかにせず、又は虚偽の内容を告げることにより、消費者に不当な不利益を与えることとなる契約を締結させること。